

〔本号末尾に掲載〕

についてであります。

地震に関する調査及び研究の推進を図るため、総理府に地震調査研究推進本部を設置し、その所掌事務に關し、関係行政機関等に必要の協力を求めることができることとするものであります。

また、その組織については、本部長には科学技術庁長官をもって充て、内閣総理大臣が任命する本部員で組織し、本部に政策委員会及び地震調査委員会を設置することとしております。

第六は、地域に係る地震に関する情報の収集等についてであります。

本部長は、気象庁長官に対し、地域に係る地震に関する調査または研究を行う関係行政機関等の調査結果等の収集を要請することができることとし、気象庁及び管区気象台は、その事務を行うに当たっては地域地震情報センターという名称を用いることとするものであります。

第七は、関係行政機関等の協力についてであります。

本部長は、その所掌事務に關し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供等必要な協力を求めることができることとするものであります。

第八は、国の調査研究の推進等についてであります。

国は、地震に関する調査及び研究のため体制整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならないものとするのであります。

また、国は、地方公共団体が行う研究等に必要と技術上及び財政上の援助に努めなければならないこと等となっております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものであります。

以上であります。

地震防災対策特別措置法案

○日野委員長 この際、発言の申し出がありますので、順次これを許します。稲葉大和君。

○稲葉委員 今回提出されました地震防災対策特別措置法案の起草に際し、自由民主党・自由連合、日本社会党・護国民主連合、新党さきがけを代表いたしまして、一言申し述べさせていただきます。

地震防災対策特別措置法案は、地震防災対策の強化を図ることにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五カ年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めようとするもので、総合的な見地から防災対策を推進することを目的とするものであります。

阪神・淡路大震災を初め、サハリン地震などの大規模な地震が頻りに発生している状況下、我が国全土における地震対策の強化を図ろうとする本案については、国は、各都道府県知事の策定する地震防災緊急事業五カ年計画の防災施設の整備等の推進を支援し、地震に関する情報等を収集、地震の予知や防災対策の強化を図るとともに、科学技術庁長官を本部長とする地震調査研究推進本部を設置し、地震に関する情報収集等を総合的に行うことは、まことに時宜に適合していることと考える次第であります。

しかしながら、世界有数の地震国である我が国は、ユーラシア大陸の東縁に位置し、北東から南西に約三千キロメートルにわたって広がる弧状列島であり、多数の活断層が存在しており、近年、地震活動が活発であります。阪神・淡路大震災及びサハリン地震は、活断層による直下型の地震で、国民にひとしく恐怖を与えたものであります。これらのことから、阪神・淡路大震災及びサハリン地震は、行政にとり、また一般市民にとり、甚だしく、その惨状と教訓はまことに重いものであります。

こうした状況を踏まえ、これらの地震を教訓として、今後は、地震予知のための観測、測量、調査及び研究の強化の推進に努めるとともに、都市型地震を含めた地震災害に対処するために、避難地、避難路、医療機関、公立の小中学校、地域防災拠点施設等の整備を行い、地震活動に関する調査研究推進体制の一元化を図るとともに、必要な調査及び研究費等の充実を図り、大きな被害を生ずるおそれのある地域における地震防災対策を可及的速やかにかつ計画的に実施することが必要であります。

なお、これらに要する財政措置を講ずるとともに、防災に強い町づくりに万全を期すべきであります。

こうした認識のもとに、国は、国民の生命、身体及び財産を保護し、防災対策の万全を期する上からも、地方公共団体、防災関係機関及び住民に對し地震対策等の周知徹底を図り、人的、物的被害を最小限に抑えることを目指すべく、都道府県と連携を密にし、地震防災緊急事業はもろんのこと、今後発生が予測される直下型地震を初め、それ以外の地震対策事業についても、財政措置を含めた法的整備等必要な見直しなどを行いつつ、引き続き事業の重点的かつ効果的な推進に努めべきではなからうかと考える次第であります。

以上であります。

○日野委員長 次に、白沢三郎君。

○白沢委員 地震防災対策特別措置法案の起草に際し、新進党の意見を申し述べます。

周知のごとく、我が国は世界一の地震多発国であり、そのため、ある程度予知が可能で大規模災害が心配される南関東と東海地区の二カ所については、観測強化地域に指定し、観測体制を強化するとともに地震対策整備事業に財政上の配慮を行っております。

しかし、本年一月十七日に起きた阪神・淡路大震災は、行政と住民の油断を直撃し、五千五百人を超える死者、十万户に及ぶ倒壊家屋という想像を絶する被害をもたらした、大都市における直下型地震の恐ろしさを、被災地域の人々だけでなく、

日本国民全員にまざまざと見せつけました。

日本には至るところに活断層があり、最近では本列島のプレートが活動期に入ったとも言われており、それゆえ、全国的な規模での防災対策の強化は緊急かつ最重要課題となっております。その意味で、本法は、地震に強い不安を抱いている国民に対し安心を提供するものとして評価されるべきものと考えております。

新進党は、阪神・淡路大震災が発生した当日、直ちに対策本部を設置し、明日の内閣の国土・交通担当が現地入りをし、被災地の復興、復旧を支援するため、現地本部を設置して、被災者の目線に合わせた対策を講じてまいりました。また、全国三千三百の自治体にアンケート調査を行うなど、防災対策のあり方を抜本的に検討しております。

今次の災害の教訓と幾多の議論の結果、本法を起草するに当たり、新進党は次の事項を強調しておきます。

まず第一に、地域住民の生命及び身体の安全を確保し、地震発生時の迅速な対応と、復旧、復興の核となるような総合的な防災活動拠点の整備は極めて重要であるということです。その拠点施設は、平時においては防災のシンボルとして住民の防災意識を高め、また安心感を与えてくれます。

第二に、災害時には高齢者や身体障害者など社会的弱者の被害救済には特段の配慮が必要であり、特別養護老人ホームや盲学校、聾学校、養護学校などの関係施設に対しては十分な防災対策を強化しておく必要があります。また、離島や僻地などにおいては診療施設が重要な役割を果たすことが期待され、その耐震化など防災対策が望まれます。加えて、国際化の進展に伴い、外国人滞在者にも配慮したきめ細かい対策を行うべきであります。

第三に、本法にある地震防災緊急五カ年計画の各事業については、十分な事業費の確保が必須の要件であり、積極的な財政措置の確保のために特段の努力をすべきであると考えます。

とりわけ、地域防災拠点施設整備事業については、国民の生命と身体安全に直接にかかわるものであり、都道府県ごとに最低限一カ所から二カ所整備し、そこには無線装置、救助用資機材、非常用食糧などを整備し、住民の避難所として十分に機能する拠点地とするため、その国庫補助率についてはおおむね二分の一となるように予算措置を講ずる必要があります。

以上申し述べまして、新進党の意見といたします。

○日野委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 私、ただいま趣旨の説明がありました地震防災対策特別措置法案の起草に際し、日本共産党を代表し、意見を表明します。

去る三月十四日の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に当たって、私は、阪神・淡路大震災を踏まえ、全国的に地震災害に関する防災基本計画を抜本的に強化するとともに、これまでの国庫補助事業の拡大や補助率の引き上げを初め、国による財政援助措置を飛躍的に強化することが緊急に求められておりますと述べ、全般的対策の強化についても触れました。

一九七八年九月に発表した「震災予防対策強化のための日本共産党の提言」でも、震災予防事業を国民的、国家的課題として計画的に推進することを提唱し、無秩序な開発優先の国土計画、都市開発ではなく、国の防災事業を震災を未然に防ぐ予防事業に重点を置いたものに転換するよう主張してまいりました。

今年度予算並びに補正予算の審議に当たっても、こうした見地から、抜本的組み替えを要求したのであります。

起草案は、全国的に地震防災緊急事業五カ年計画を作成し、それに基づく施設等の一部についての国の財政援助措置を規定したものであり、当然の措置であり、賛成するものです。

同時に、起草案の趣旨を生かす上から、以下の点について一層の充実改善を図るべきです。

その一つは、地震防災緊急事業五カ年計画の策定や事業の実施に当たっては、住民の参加を保障することです。また、都市計画などの関連で、災害の危険要因を増大させるような開発計画に対する規制を強化することが不可欠です。開発を野放しにしたままでは、防災緊急事業も後追いになってしまう危険があります。

第二は、国の負担、補助の特例が、最初に作成された五カ年計画に限定されている点です。これでは計画そのものが五カ年間で達成できるものに矮小化されかねません。地震防災対策事業の重要性を考えれば、当初の五カ年計画に限定するのではなく、地震防災対策を充実する上から改定された計画や第二次、第三次計画などに対しても特例措置を継続すべきです。さらには、補助率の引き上げや対象事業の拡大なども事態に即して積極的に行う必要があります。

第三は、地震調査研究推進本部の設置についてです。本部の運営に当たっては、測地学審議会や地震予知連絡会など現に機能している機関との調整はもとより、一部の知見を政府が公認するような結果になることがないよう留意するとともに、全国的観測体制の強化や観測データの公開を進め、地震研究全体を推進することです。

最後に、被災者の救済、生活の再建のために、災害対策基本法や災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律など関係法律の抜本的改正によって、自立自助など従来の発想を改め、生命と財産を守ることを政治の要諦と位置づけ、個人補償制度の創設を実現するよう要望して、私の意見表明といたします。

○日野委員長 これにて発言は終了いたしました。

この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。小澤国土庁長官。

○小澤国務大臣 本法律案の提出に際しての議員各位の御努力と御熱意に対し、深く敬意を表するものであります。

政府といたしましては、本法律案については特異存はございません。

御可決いただきました際には、その御趣旨を体して適切な運用に努め、地震防災緊急事業五カ年計画に基づく事業が円滑に実施されるように、関係省庁と密接な連携をとりつつ、地震防災対策の一層の推進を図ってまいります所存であります。

○日野委員長 お諮りいたします。

地震防災対策特別措置法案起草の件につきまして、お手元に配付しております起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○日野委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○日野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○日野委員長 次に、本法律案の提出に際しまして、地震防災対策の強化に関する件について決議をいたしたいと存じます。

本件に關しましては、各党間において御協議願っておりまして、協議が調い、案文がまとまりました。

便宜、委員長から案文を朗読し、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

地震防災対策の強化に関する件（案）

地震防災対策特別措置法を施行するに当たり、政府は、次の諸点について適切な措置を講ずるとともに、その運用に遺憾なきを期するべきである。

一 本法は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、速やかな実施を図ることは、現下の緊急かつ

最重要課題であり、政府は地震防災対策の実施に万全を期すること。

二 地震災害発生の際に、国民の生命及び身体安全を確保し、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設の整備に係る事業の実施が極めて重要であり、地震防災対策を推進する上で不可欠なものと考えられる。

このため、政府においては、本事業の積極的な推進を図るべきである。

右、決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。お諮りいたします。

ただいま読み上げました案文を本委員会の決議とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○日野委員長 起立総員。よって、本件は本委員会の決議とすることに決しました。

この際、本決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。小澤国土庁長官。

○小澤国務大臣 ただいまの決議につきましては、その御趣旨を十分尊重して、政府として地震防災対策の一層の拡充強化に努めてまいりますとともに、地域防災拠点施設につきましても、その整備を積極的に進めてまいります所存でありますので、議員の皆様方の御支援をよろしくお願い申し上げます。

○日野委員長 お諮りいたします。

本決議の議長に対する報告及び関係政府当局への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○日野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十四分散会

地震防災対策特別措置法案

地震防災対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災緊急事業五箇年計画の作成等)

第二条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 前三項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計画を変更する場合について準用する。

(地震防災緊急事業五箇年計画の内容)

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

一 避難地

二 避難路

三 消防用施設

四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

五 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第二号の外かく施設、同項第三号のけい留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。)

又は漁港施設(漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。)

六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

七 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

九 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

十 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

十二 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法(昭和二十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設

十三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり

等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

十四 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

十五 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災無線設備その他施設の施設又は設備

十六 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

十七 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

十八 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

十九 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策二十 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

2 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第四十二条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならぬ。

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第四条 地震防災緊急事業五箇年計画(最初に作成されたものに限る。)に基づいて当該計画期間内の各年度分の事業として実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの(主務大臣の定める基準に適合するものに限る。)に要する経費

に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

この場合において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの(都道府県が実施するものを除き、主務大臣の定める基準に適合するものに限る。)に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合(以下「都道府県の負担割合」という。)は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

(地方債についての配慮)

第五条 地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(財政上の配慮等)

第六条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、地震防災対策の強化のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(地震調査研究推進本部の設置及び所掌事務)

第七条 総理府に、地震調査研究推進本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

二 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

三 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

四 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を取

集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

五 前号の規定による評価に基づき、広報を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属せられた事務

3 本部は、前項第一号に掲げる事務を行うに当たっては、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 本部の事務を行うに当たっては、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。

（本部の組織）

第八条 本部の長は、地震調査研究推進本部（以下「本部長」という。）とし、科学技術庁長官をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する。

4 本部の庶務は、科学技術庁において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、科学技術庁及び政令で定める行政機関において共同して処理する。

5 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（政策委員会）

第九条 本部に、第七條第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務について調査審議させるため、政策委員会を置く。

2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（地震調査委員会）

第十条 本部に、第七條第二項第四号に掲げる事務を行わせるため、地震調査委員会を置く。

2 地震調査委員会は、前項の事務に關し必要があるとき、本部長に報告するものと

する。

3 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（地域に係る地震に関する情報の収集等）

第十一条 本部長は、気象庁長官に対し、第七條第二項第四号に掲げる事務のうち、地域に係る地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行うことを要請することができる。

2 気象庁長官は、前項の規定による要請を受けて収集を行ったときは、その成果を本部長に報告するものとする。

3 気象庁及び管区気象台（沖縄気象台を含む。）は、第一項の事務を行うに当たっては、地域地震情報センターという名称を用いるものとする。

（関係行政機関等の協力）

第十二条 本部長は、その所掌事務に關し、関係行政機関の長その他の関係者に對し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（調査研究の推進等）

第十三条 国は、地震に關する観測、測量、調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに、地震防災に關する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、地震に關する観測、測量、調査及び研究を推進するために必要な予算等の確保に努めなければならない。

3 国は、地方公共団体が地震に關する観測、測量、調査若しくは研究を行い、又は研究者等を養成する場合に、必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條」を「第十七條」に、「第十七條・第十八條」を「第十八條・第十九條」に、「第十九條」を「第二十條」に改める。

第四章中第十九條を第二十條とし、第三章中第十八條を第十九條とし、第十七條を第十八條とし、第二章第二節中第十六條の次に次の一条を加える。

（地震調査研究推進本部）

第十七條 本府に、地震調査研究推進本部を置く。

2 地震調査研究推進本部の組織及び所掌事務については、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第 号）の定めるところによる。

（科学技術庁設置法の一部改正）

3 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第十八号中「特定放射光施設の共用の促進に關する法律（平成六年法律第七十八号）」を「地震防災対策特別措置法（平成七年法律第 号）（地震調査研究推進本部に關する部分に限る。）（特定放射光施設の共用の促進に關する法律（平成六年法律第七十八号）」に改める。

（国土庁設置法の一部改正）

4 国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号中ヒをモとし、エをヒとし、シの次に次のように加える。

エ 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第 号）（地震調査研究推進本部に關する部分を除く。）

別表第一（第四條関係）

事業	区分	国の負担割合
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの		二分の一
へき地における公立の診療所であつて政令で定めるものの改築		二分の一
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く）、虚弱児施設、肢体不自由児施設（通所施設を除く）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五條第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八條第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法（昭和三十三年法律第三十七号）第五條に規定する精神薄弱者更生施設（通所施設を除く）又は老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第五條の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築		三分の二
公立の小学校又は中学校の木造以外の校舎の補強		二分の一
地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の		二分の一

整備で地方公共団体が実施するもの	
地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一

別表第二（第四条関係）

事業の区分	都道府県の負担割合
児童福祉法第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く）、虚弱児施設、肢体不自由児施設（通所施設を除く）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法第五条に規定する精神薄弱者更生施設（通所施設を除く）又は老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	六分の一

理由

地震防災対策の強化を図ることにより、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平成八年度約百七十億円の見込みである。

平成七年六月十五日印刷

平成七年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局